

こどもさんに伝えてほしかあ〜

ここで一句

★ 初スマホ ★

安全だろうか？ そんなスマホ

先生！ スマホで何か危ないことでもあるんですか？

あつたい。SNSが原因で事件に巻き込まれたり、被害にあったりすつとばい。ちよつとこっば見てみなつせ。

SNS関係を原因として児童ポルノなどの犯罪(福祉犯)の被害にあった児童の数(令和5年中)

全国……1,440人

熊本県……25人

※ 引用元 警察庁統計資料、令和6年版肥後っ子のシグナル

全国で1,440人、熊本でも25人の児童がSNSを原因として犯罪の被害にあつてるんですね……

そぎゃんたい。熊本でん、たいぎや発生しとつとだけん、他人ごつじゃにやーとばい。なんさまスマホば使うときに絶対に守らないかん約束はこれたい！！

SNS被害にあわないための

肥後っ子の 3つの約束

その1 SNSで知り合った相手と直接会わん！

その2 個人情報ば教えん！

その3 自分の恥ずかしい写真とかは送らん！

先生……

おう よ一分かつたごたるね。

熊本弁だらけで何と言つているかよく分かりません

そら…だごがっばす！

保護者の皆さんは、裏面もよーと見てはいよ！

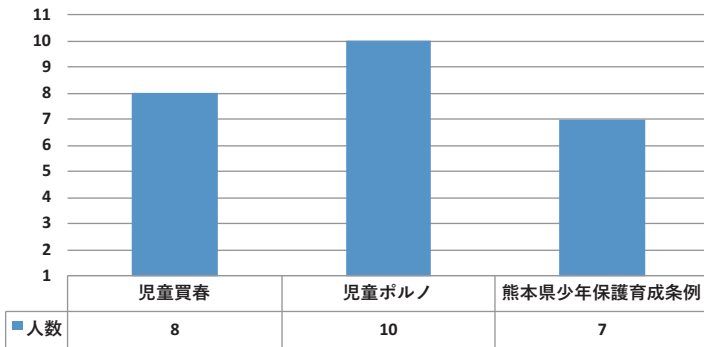
保護者の皆様へ！！



子どもを守るためフィルタリングを設定しましょう。

フィルタリングは、有害情報の閲覧を制限する機能です。発育段階に応じた設定もできます。

熊本県の福祉犯被害児童数（被害罪名別）



※ 引用元 令和6年版肥後っ子のシグナル

令和5年中に、熊本県でSNS等に起因する福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）の被害にあった児童は、左記のとおりで、合計25人となっております。

この25人のうち、23人が、フィルタリングを設定していませんでした。

フィルタリングを設定すれば、必ず安全という訳ではありませんが、まず、フィルタリングを設定し、保護者が子どものスマホ等に関心を持つことが大切です。

有害情報から子どもを守るのは保護者の義務です。

熊本県少年保護育成条例では、

保護者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用その他の方法により、その監護する少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない旨が規定されています。

携帯電話販売店等に対しては、契約者や使用者が少年の場合、フィルタリングサービスの必要性や内容を説明し、設定することが法令により義務付けられています。

家庭でのルールを作りましょう。

フィルタリングの設定だけでなく、家庭でルールを作り、そのルールを子どもがしっかりと守ることが、被害の未然防止につながります。

家庭でルールを作る場合の一例を紹介します。



- 知らない人とやり取りをしない
- ネット知り合った人と会わない
- 午後〇時以降は使わない
- 会員登録や課金は保護者に相談する
- 個人情報を書き込まない
- 人の悪口を書き込まない
- 恥ずかしい写真を撮らない、送らない、送らせない など

熊本県警察のYouTubeをご紹介します！

SNS等に起因する子どもの非行や被害防止を目的とした啓発動画「ゆっぴーと学ぼう！！あんしんネットスクール」が制作されていますので、ご覧になり家庭や学校でお役立てください。（熊本県警察ホームページ）

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/>



QRコードからも
検索することができます。

熊本県少年保護育成条例のお問い合わせ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 青少年班

熊本県少年保護育成条例

検索

TEL 096-333-2294